

2008(平成20年)

6.1

広報

はむら



6月7日(土)・8日(日)
第8回福祉文化祭

CONTENTS

■特定健康診査・特定保健指導を行います	1
■お知らせ	3
■シリーズ 第6回	
後期高齢者医療制度が始まります	23
■子どものページ	24
■6月のテレビはむら	24
■健康インフォメーション	25
■6月の相談日ほか	26

6月7日(土)・8日(日)に福祉センターで、第8回福祉文化祭が行われます。市内の高齢者施設や障害者施設に入・通所している方、ボランティアの方などの作品が展示されます。

毎年力作ぞろいで来場者を楽しませてくれる福祉文化祭。ぜひ、お出かけください。

(写真：平成19年6月2日(土)撮影)

特定健康診査・特定保健指導を行います

4月1日から、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されました。

この法律により、国民健康保険の保険者である羽村市は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を行います。

国民健康保険・長寿医療制度の加入者の方へ

国民健康保険の医療保険者である市が行う特定健康診査・特定保健指導の対象は、国民健康保険、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者の方です。

今まで、健康診査を受けていなかった被扶養者の方や退職者の方も対象となります。

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方に、5月下旬に受診券を送付しました。

※平成20年度中に40歳になる方を含みます。

◆健康診査のしくみが変わります

特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病を予防するためにを行います。

健康診査の結果により、必要に応じて本人に適した保健指導を行います。



社会保険などの被扶養者の方へ

健康保険組合などの各医療保険者から健康診査に関する通知が送付されます。通知に記載された、指定の健康診査機関（病院、診療所など）で受診してください。

65歳以上の方へ

65歳以上の方は、特定健康診査と併せて介護予防のための生活機能評価(*)を行います。要介護・要支援認定を受けていない方が対象です。

対象の方に、5月下旬に生活機能評価の受診券を送付しました。

国民健康保険、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の加入者の方には、特定健康診査または健康診査の受診券と併せて生活機能評価の受診券を送付しました。

(*)生活機能評価とは…年齢とともに表れる心身の衰えをチェックし、早期に対応することで介護状態にならないようにするための検査です。

75歳以上の方へ

75歳以上の方は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で健康診査を受けることができます。

対象の方に、5月下旬に受診券を送付しました。6月から9月までに75歳の誕生日を迎える方には、誕生日に受診券を送付します。

受診する際は

特定健康診査などを受診する際は、事前に実施医療機関に連絡し、必ず受診券を持参してください。

実施期間は、6月から11月までの6か月間です（特に6月上旬は混雑が予想されます）。

特定健康診査、生活機能評価などを実施している医療機関は、次ページの表のとおりです。

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

メタボリックシンドロームとは、腹部の内臓まわりに脂肪がたまり過ぎた状態（内臓脂肪型肥満）に、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上が加わった状態のことをいいます。

たまり過ぎた内臓脂肪を放置しておくと、心臓病（心筋梗塞）や脳卒中、糖尿病の合併症などの重い生活習慣病に進行する危険性が高くなります。

メタボリックシンドロームは、初期であれば、生活習慣の改善が最も効果的です。

メタボリックシンドロームに着目した

基本的な健康診査項目

○問診 日ごろの生活習慣について質問します。

○身体測定 腹囲の測定などを行います。腹囲が男性85cm、女性90cm以上の方は要注意です。

○血圧測定、血中脂質検査 血液中に含まれる中性脂肪とLDLコレステロール(*)が多いときは、メタボリックシンドロームの可能性が高くなります。

○肝機能検査 食べ過ぎ、飲み過ぎによる肝機能障害などの異常を発見する手がかりとなります。

○血糖検査 糖尿病や肥満が原因でおこる異常を発見する手がかりとなります。

○尿検査 腎臓の病気を発見する重要な手がかりとなります。また、医師の判断により健康診査の項目を追加して行う場合があります。

(*)LDLコレステロールとは一般的にLDLコレステロールが悪玉コレステロール、HDLコレステロールが善玉コレステロールとされています。

特定保健指導

特定健康診査の結果などから、3段階に分け、本人に適した保健指導を行います。

生活習慣の改善を支援します

メタボリックシンドロームの該当者および予備群と診断された方を対象に、生活習慣の改善の支援を行います。

専門家(保健師・管理栄養士など)が、一人ひとりの生活に合った改善策を一緒に考え、支援していきます。

健康診査の結果により対象となる方には、市から個別に通知を送付します。

特定健康診査等実施医療機関

国民健康保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の加入者の方は、下表の医療機関で健康診査を受診してください。

社会保険などに加入している方は、健康保険組合などの各医療保険者から送付される健康診査に関する通知に記載された、指定の健康診査機関で受診してください。

特定健康診査・生活機能評価 実施医療機関

医療機関名	電話番号
堤医院	554-2418
松原内科医院	554-2427
松田医院	554-0358
塩澤医院	554-7370
滝浦医院	555-2655
横田クリニック	554-8580
栄町診療所	555-8233
山川医院	554-3111
羽村相互診療所	554-5420
小作駅前クリニック	578-0161
わかくさ医院	579-0311
柳田医院	555-1800
いずみクリニック	555-8018
山口内科クリニック	570-7661
羽村三慶病院	570-1130
羽村整形外科／リウマチ科クリニック	570-1170
双葉クリニック	570-1588
真鍋クリニック	554-6511
真愛眼科医院	554-7019

※真鍋クリニックおよび真愛眼科医院は、眼底検査のみ行い、生活機能評価は行いません。

ヘルスアップ健康診査

市民の皆さんが左表の医療機関で特定健康診査などを受診する場合は、6項目の健康診査を追加したヘルスアップ健康診査を受けることができます。

特定健康診査の項目は、昨年まで行っていた基本健康診査より少なくなっています。



市では、これまでの健康診査のレベルを低下させることなく、市民の皆さんが健康でいきいきと暮らせるように、生活習慣病の予防や健康づくりを支援します。

※この事業は、基地再編交付金の一部を充当して行います。

問合せ

・特定健康診査・特定保健指導
：保険年金課
・生活機能評価：高齢福祉介護課
・ヘルスアップ健康診査：健康課